

令和元年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 グリーン開発機工株式会社
- 二 代表者の氏名 森山義弘
- 三 主たる営業所の所在地 青森市新田三丁目一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一〇〇八五一号
- 五 取消年月日 令和二年三月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和二年三月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社工建

- 二 代表者の氏名 山中雅意
- 三 主たる営業所の所在地 青森市赤坂二丁目三一の一三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一〇〇八四四号
- 五 取消年月日 令和二年四月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和二年一月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社興電工業
- 二 代表者の氏名 菊池文男
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字山田三四三の三三三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第一六五六三号
- 五 取消年月日 令和二年四月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和二年四月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社丸英佐藤工務店

二 代表者の氏名 佐藤由美子

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字畑中字上野四八の二

四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一五九六六号

五 取消年月日 令和二年四月八日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社丸英佐藤工務店

二 代表者の氏名 佐藤由美子

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字畑中字上野四八の二

四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第一五九六六号

五 取消年月日 令和二年四月八日

六 取消しに係る建設業の許可

舗装工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 清藤ブロック建設

二 氏名 清藤富江

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字清水森字下川原六五の一

四 許可番号 青森県知事許可(般―二七)第二八二四号

五 取消年月日 令和二年四月九日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 建築設計フォーム

二 氏名 桑田直美

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字田園一丁目八の一二

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二八)第一四四八三号

五 取消年月日 令和二年四月九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年三月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 山武北山建設株式会社

二 代表者の氏名 北山肇

三 主たる営業所の所在地 黒石市大字浅瀬石字清川二四二の九

四 許可番号 青森県知事許可(般一―)第二〇〇四六一号

五 取消年月日 令和二年四月九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、鉄筋工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 サンエース建設株式会社

二 代表者の氏名 三上哲也

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字賀田一丁目三の五

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二八)第二〇〇六九五号

五 取消年月日 令和二年四月十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社セーフティテック

二 代表者の氏名 相馬敏

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字撫牛子二丁目四の一〇

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二八)第二〇〇六六四号

五 取消年月日 令和二年四月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年二月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社三栄

二 代表者の氏名 佐藤仁

三 主たる営業所の所在地 黒石市大字浅瀬石字稲村三四の五

四 許可番号 青森県知事許可（般一）第二〇〇七八七号

五 取消年月日 令和二年四月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
令和二年三月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 原田建設株式会社

二 代表者の氏名 原田フクイ

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字津賀野字宮崎一九一

四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一三六一四号

五 取消年月日 令和二年四月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
令和二年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社幸和

二 代表者の氏名 市村美香

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字大沢下三四の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一）第二〇〇六二二号

五 取消年月日 令和二年三月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社佐藤建設
- 二 代表者の氏名 佐藤裕一
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡田子町大字田子字田子四の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一三〇一号
- 五 取消年月日 令和二年四月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社佐藤建設
- 二 代表者の氏名 佐藤裕一

- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡田子町大字田子字田子四の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―二七）第一三〇一号
- 五 取消年月日 令和二年四月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、舗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社どりーむテクノ
- 二 代表者の氏名 高森和雄
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市桔梗野工業団地三丁目六の三五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第三〇〇三六五号
- 五 取消年月日 令和二年四月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 房間建設

二 氏名 房間忠志

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字鳥屋部字下屋敷一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一六五八六号

五 取消年月日 令和二年五月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年二月十五日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ヒューマンホーム株式会社

二 代表者の氏名 中市政志

三 主たる営業所の所在地 八戸市下長二丁目七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一二七）第三〇〇二六六号

五 取消年月日 令和二年五月七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年四月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 千葉住建

二 氏名 千葉晃久

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字福野田字常盤一一の一六

四 許可番号 青森県知事許可（般一二九）第四〇〇四一九号

五 取消年月日 令和二年三月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年三月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社外崎配管設備

二 代表者の氏名 工藤 慎之

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字烏森五八二

四 許可番号 青森県知事許可(特―三一)第七四八七号

五 取消年月日 令和二年四月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年四月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社古川設備

二 代表者の氏名 古川 龍美

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一六五の四

四 許可番号 青森県知事許可(般―二七)第一二六二六号

五 取消年月日 令和二年四月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 木村建設

二 氏名 木村 強喜

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字建石町字島田一三七の二

四 許可番号 青森県知事許可(般―三一)第一六九二七号

五 取消年月日 令和二年四月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 吉田建築株式会社

二 代表者の氏名 吉田 隆一

三 主たる営業所の所在地 三沢市前平一丁目一〇の四

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第五〇〇五九九号

五 取消年月日 令和二年四月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年三月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 吉田建築株式会社

二 代表者の氏名 吉田隆一

三 主たる営業所の所在地 三沢市前平一丁目一〇の四

四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第五〇〇五九九号

五 取消年月日 令和二年四月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年三月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 柏崎興業株式会社

二 代表者の氏名 柏崎妙子

三 主たる営業所の所在地 三沢市字古間木山一四二の二

四 許可番号 青森県知事許可（特―二九）第九八二号

五 取消年月日 令和二年四月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円